欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請）	法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	17,700	24,250	17,300	23,800	12,300	18,800	11,850	18,350
アイルランド	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	185	253	181	249	128	197	124	192
アルバニア	ﾚｸ	10,200	13,900	9,900	13,700	7,100	10,800	6,800	10,600
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	42,890	58,680	41,840	57,630	29,740	45,530	28,680	44,470
イタリア	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	4,290	5,870	4,185	5,765	2,975	4,555	2,870	4,445
ウズベキスタン	ｿﾑ	1,358,000	1,858,000	1,325,000	1,825,000	942,000	1,442,000	908,000	1,408,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	85	116	83	114	59	90	57	88
エストニア	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
オーストリア	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
オランダ	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	50,950	69,700	49,700	68,450	35,300	54,050	34,050	52,800
北マケドニア	ﾃﾞﾅﾙ	6,150	8,420	6,000	8,260	4,260	6,530	4,110	6,380
キプロス	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
ギリシャ	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	9,480	12,970	9,240	12,730	6,570	10,060	6,340	9,830
クロアチア	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
コソボ	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
ジョージア	ﾗﾘ	296	405	289	398	205	315	198	307
スイス	ｽｲｽ・ﾌﾗﾝ	95	130	93	128	66	101	64	99
スウェーデン	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｸﾛｰﾈ	1,160	1,590	1,140	1,560	810	1,240	780	1,210
スペイン	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
スロバキア	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104
スロベニア	ﾕｰﾛ	100	137	98	134	69	106	67	104